

所得控除額一覧（市・県民税（住民税）の場合）

			納稅義務者の合計所得金額				
			900万円以下	900万円超 950万円以下	900万円超 1,000万円 以下	1,000万円 超	
			控除額				
配偶者の合計所得金額	控除 配偶者	58万円以下	33万円	22万円	11万円	適用なし	
	老人（70歳以上）	38万円	26万円	13万円			
	配偶者特別控除	58万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	適用なし	
		95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円		
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円		
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円		
		110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円		
		115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円		
		120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円		
		125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円		
		130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円		
		133万円超	0万円	0万円	0万円		
障害者控除	普通障害者控除		260,000円	扶養控除	(16歳～18歳) 一般 (23歳～69歳)	330,000円	
	特別障害者控除		300,000円		特定(19歳～22歳)	450,000円	
	同居特別障害者控除		530,000円		同居老親等以外	380,000円	
	寡婦控除		260,000円		同居老親等	450,000円	
	ひとり親控除		300,000円		勤労学生控除	260,000円	
雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%) 又は (災害関連支出の金額－5万円) のうちいずれかの多い方の金額						
医療費控除	【従来の医療費控除】※限度額 200万円 医療費の実費負担額－（10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額） 【医療費控除の特例（セルフメディケーション）】※限度額 8万8千円 1万2千円を超えるスイッチ OTC 医薬品の購入費用 ※従来の医療費控除と医療費控除の特例の適用は、どちらか一方のみです。						
	社会保険料控除		支払金額	小規模企業共済等掛金控除		支払金額	
	特定親族特別控除						
	58万円超 85万円以下	45万円	105万円超 110万円以下	21万円			
	85万円超 90万円以下	45万円	110万円超 115万円以下	11万円			
90万円超 95万円以下		45万円	115万円超 120万円以下	6万円			
95万円超 100万円以下		41万円	120万円超 123万円以下	3万円			
100万円超 105万円以下		31万円					

生命保険料 控除	支払金額		控除額
	新制度	12,000円以下	全額
		12,000円超 32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円
		32,000円超 56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円
		56,000円超	28,000円
	旧制度	15,000円以下	全額
		15,000円超 40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円
		40,000円超 70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円
		70,000円超	35,000円
支払った生命保険料に、新・旧制度の両方がある場合は、それぞれの控除額を上の計算式で算出します。（限度額70,000円）			
地震保険料 控除	支払金額		控除額
	地 震 保険料	50,000円以下	支払金額の1/2
		50,000円超	25,000円
	旧長期 契 約	5,000円以下	全額
		5,000円超 15,000円以下	支払金額の1/2+2,500円
		15,000円超	10,000円
※地震保険、旧長期の両方がある場合は、限度額は25,000円			

基礎控除

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし